
第 1 章 総 論

1.1 計画の位置づけ

平成28年5月に公表した、「区政改革計画(素案)」(以下「区政改革計画」という。)では、「社会状況が大きく変化するなか、必要な区民サービスを提供しつつ施設数・施設面積を可能な限り縮減するために、区民全体の視点で区立施設のあり方を見直していく」必要があることをお示ししています。

区政改革計画に基づき、区立施設の総合的なマネジメントの方針として「練馬区公共施設等総合管理計画(素案)」(以下「総合管理計画」という。)を策定します。

区立施設の半分以上を占める学校施設について、総合管理計画に基づく個別計画として、「練馬区学校施設管理基本計画(素案)」(以下「基本計画」という。)を策定し、今後の具体的な施設整備の方針を定めます。

1.2 基本計画の計画期間

基本計画の計画期間は、総合管理計画と同様に、30年程度を見通したものとします。

1.3 実施計画の策定等

1.3.1 実施計画の策定

平成29年度には、平成30年度(2018年度)から平成39年度(2027年度)までの10年を第1期とした、「(仮称)練馬区学校施設管理実施計画」(以下「実施計画」という。)を策定します。

実施計画では、基本計画で示す今後の学校施設の改築に関する基本的な考え方に基づき、今後10年間に改築する対象校や改築の時期、方法について明らかにします。

1.3.2 適正配置基本方針の策定

平成29年度には、基本計画で示す区立小中学校の適正配置の考え方に基づき、児童生徒数の動向や学校施設の改築の状況、小中一貫教育の取組などを踏まえた、具体的な適正配置基本方針(以下「適正配置基本方針」という。)を策定します。